

「政治教育」言説をめぐる一考察

— 形成過程を中心に —

上原直人*

A Study of the Definition of “Seiji Kyouiku” — Focused on the Process of the Formation —

Naoto UEHARA

The purpose of this paper is to examine the definition of “Seiji Kyouiku”. Generally, “Seiji Kyouiku” has been discussed mainly relation to the formation of Fundamental Law of Education Article VIII “Political Education”. However, this paper discusses the process of formation of the idea of “Seiji Kyouiku” between the period of the 1920s and the Postwar Educational Reform, considering that the Post Educational Reform was related to the prewar Theory on Education and that the word “Seiji Kyoiku” could be seen in the document from the Prewar time.

Through the analysis, I got four important finds. First, the idea of “Seiji Kyouiku”, which had been spread over the universal suffrage in the 1920s, was mentioned mainly in relation to the election enlightenment in the 1930s. Second, after the latter half of the 1930s, the meaning of “Seiji Kyouiku” had been changed and the word had rarely been used because of the reconstruction of the notion of “Komin” and the broad extent of the criticism for the theory of the Emperor as an organ of government. Third, although the word “Seiji Kyouiku” could be used again after the Post Educational Reform, the meaning of the word had been argued from the point of the relationship with “Komin Kyouiku”. Finally, the definition of “Seiji Kyouiku” is different between Pedagogy and Politics. That is, while cultivating people’s political mind is valued in Pedagogy, maintaining the stable political system is made much of emphasized in Politics.

目次

はじめに

I 「政治教育」研究の潮流と本論文の基本的視座

A 「政治教育」研究の潮流

B 「政治教育」の歴史的な理解へのまなざしの必要性

II 戦前における「政治教育」言説の形成と展開

A 普選前後における「政治教育」の登場

B 「政治教育」と「公民教育」

C 政策上における「政治教育」の形成

D 「政治教育」の変容

III 戦後における「政治教育」言説の検討

A 戦後教育改革と「政治教育」

B 「政治教育」定義をめぐる教育学と政治学の位置

おわりに

はじめに

本論文の目的は、「政治教育」¹⁾についての言説を検討する点にある。「政治教育」とは、教育基本法第8条に定義されているように“良識ある公民たるに必要な政治的教養”についての教育を意味する。この“政治的教養”については、教育基本法制定直後に文部省（※現在の文部科学省）の公式見解として出された『教育基本法の解

* 立正大学非常勤

説]において、“第1が、民主政治、政党、憲法、地方自治等、現在民主政治上の各種の制度についての知識、第2が、現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力、第3が、民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念”と解説されている²⁾。

「政治教育」については、1950年代から60年代にかけては、教育反動化状況の下、その必要性や定義をめぐる様々な角度から議論がなされたが、1970年代以降は、積極的に議論されているとはいえない³⁾。しかし、近年、世界各国で「市民教育」⁴⁾が叫ばれ、それを特に学校教育のカリキュラムにどのように反映させていくかという議論が活発に展開される中で⁵⁾、国内・国際的な政治課題・地域課題についてディベートする力、政治的判断力などの育成の重要性が強調されてきているように、再び「政治教育」の必要性が高まってきている状況といえる。しかし、「政治教育」については小玉重夫も指摘しているように⁶⁾、これまで理論的にも実践的にも十分に深められてきたとはいえない。その原因の一つとして、「政治教育」言説の形成過程が明確に位置づけられていない点が考えられる。現代における「政治教育」の展望を描いていくためにも、本論文においては、これまで十分に検討されてこなかった「政治教育」言説について、主に普選期から戦後教育改革期を中心に考察していくこととする。

以下、I章では、「政治教育」研究の潮流をふまえた上で、「政治教育」言説を検討していく上で本論文における基本的視点を提示し、II章では、戦前における「政治教育」言説の形成過程について検討し、III章では、戦後教育改革期以降における「政治教育」言説についての議論を検討していくこととする。

I 「政治教育」研究の潮流と本論文の基本的視座

A 「政治教育」研究の潮流

市民に対する「政治教育」(政治的訓練)の重要性については古代ギリシャ時代のプラトンやアリストテレスによってもすでに指摘されているが⁷⁾、研究対象として本格的にとりあげられるようになったのは、20世紀に入ってからである。日本において、「政治教育」に関する研究がさかんに行われるようになったのは戦後である。後述するように、戦前においては、「政治教育」という語はある程度の広がりを見せていたものの、多くの論者が「公民教育」という語を用いて、「国民教育」のあり方を説いていた。戦後教育改革期に教育基本法第8条「政治教育」条項が設けられたのを契機に「政治教育」という語が広く使用されるようになった。そして、1950年代から70年代にかけては、「政治教育」と名のついた著書、論文も多数発表されている。その背景には、1954年の教育二法(「教

育公務員特例法の一部を改正する法律」,「義務教育諸学校における教育の政治的中立に関する臨時措置法」)に代表されるような、教職員の政治活動、教育内容規制を厳しく制限する教育の反動化状況、さらには安保問題、ベトナム戦争等の国際情勢の問題もあったといえるだろう。

この時期に広がりを見せた「政治教育」研究については、大きく次の5つに分けられる。第1が教育法学的アプローチ、第2が教育内容論的アプローチ、第3が政治学的アプローチ、第4が歴史的アプローチ、第5が政治的社会化論的アプローチである⁸⁾。

第1の、第8条「政治教育」条項を教育法学的に検討するものとして、有倉遼吉⁹⁾、永井憲一¹⁰⁾、永田照夫¹¹⁾、の研究等があげられる。有倉や永井の研究では、主に一部教育委員会や文部省(※現在の文部科学省)が拡大解釈して捉えた第8条二項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」によって、政治的教養の幅を狭めないように捉えることが特に重視された。また、永田は、「政治教育」条項と関わる教育裁判に対する法社会学的な考察に基づき、学校現場における「政治教育」をめぐる取締りと闘争の歴史を克明に描いている。近年は、以前ほど教育法学的な研究は活発には行われていない。その背景には、いわゆる保守対革新という構図の55年体制が崩壊したことなどもあり、教育の現場におけるイデオロギー対決が前面に出てこなくなったことなどもあるだろう。

第2のアプローチは、第8条「政治教育」条項の理念をどのように教育現場において、深めていくかという具体的な教育内容レベルでの議論で、主に社会科教育研究者、現場の教師らによって進められてきた。阪上順夫¹²⁾の研究等が代表的なものとしてあげられる。阪上は、実際の教育現場でどのようなカリキュラムが必要となるかについて検討している。教育内容レベルの研究は、近年は、教科だけでなく教科外活動も視野に入れ、主に社会科教育研究者によって継続的になされている。

第3のアプローチについては、政治学者である蠟山政道が、積極的に政治と教育の関係という原理的な問題に取り組んだ¹³⁾。蠟山以降は、政治学の領域で、正面から「政治教育」の研究に取り組んでいる論者はほとんどいないが、山田格¹⁴⁾や蓮見二郎¹⁵⁾が、政治学的な視点から「政治教育」論の体系化を試みようとしている。

第4のアプローチについては、主に「公民教育」研究として、特に「公民教育」という語が積極的に使用された1920年代から戦後教育改革期を対象に研究が展開されている。戦前の「公民教育」の構造的把握については堀

尾輝久の研究が体系的である¹⁶⁾。堀尾は、戦前の「公民教育」が戦前に果たした役割を否定的に捉え、戦後の「市民教育」と区別して捉えている。戦前を対象とする研究は戦前の学校における公民科の分析や、公民教育論者の思想分析などが中心に行われていて、最近の研究としては松野修¹⁷⁾の研究がある。また、戦後教育改革期については、斎藤利彦¹⁸⁾の研究がある。

第5のアプローチについてであるが、「政治的社会化」(political socialization)とは、一般に、人間が政治的志向や政治行動パターンを習得していく発達の過程と理解されていて、意図的な教育活動のみでなく、非意図的なものも含んでいる。特徴的な方法論としては、質問紙調査、アンケート調査によるデータ分析等があげられる。「政治的社会化」の問題が、研究課題として認識されるようになったのは、1950年代後半のアメリカの政治学において¹⁹⁾、日本においては、むしろ社会科教育の領域で積極的に展開されている²⁰⁾。

B 「政治教育」の歴史的理解へのまなざしの必要性

これまで、「政治教育」研究の潮流を概観してきたが、基本的には、日本においては、戦後の教育基本法第8条の「政治教育」条項の成立を出発点と捉え、研究が展開されている。戦前については「公民教育」研究として歴史研究の範疇に位置づけられている。その背景には、戦後の民主主義社会の建設を目的とする教育が戦前の軍国主義に結びついた教育の批判の上に成り立っているという一般的な理解がある。

しかし、本論文においては、戦前からの「政治教育」言説を取り上げていくこととする。その裏づけとなるのが次の二つの視点である。第1が、戦後教育改革期そのものを戦前との関係でどう位置づけるかという点である。戦後直後には、占領軍とは別に、日本側から自主的に教育改革を行っていくと一連の公民教育施策が展開されるが、その特徴は、戦後教育改革にも携わった関口泰が、「国民の心の中に平和国家を建設する事に外ならない。根本から破壊して建て替へないでも、十数年前に引戻して、議会政治を正しく運営し発展してゆけば、日本的民主政治は行はれるのである」²¹⁾と指摘するように、戦前、特に大正期から昭和初期の政治状況、「公民教育」を強く意識したものであった²²⁾。

第2が、先述の、「政治教育」条項の「政治的教養」の中身について、ほぼ同じ内容が、戦前から戦後にかけて代表的な政治学者であった蠟山政道によって1938年の時点で提起されている点である。蠟山は「政治教育」の意義として、①立憲政治・地方自治制・陪審制度等、現代立憲政治上の各種の制度についての知識を授く、②実際の

政治を理解し、これに対する公正なる批判力を養成する、③立憲国の公民としての必要な政治道徳及び政治的信念を涵養する、という3点をあげている。²³⁾また、「政治教育」なる語も、蠟山に限らず、後述するように、戦前においても様々な論者が使用していた用語である。

以上の二つの視点を重視して、本論文においては、「政治教育」条項を戦前との関連で捉えていくこととする。最近では、戦前—「公民教育」研究、戦後—「政治教育」研究という区分にとらわれずに、戦前の教育、具体的には「政治教育」という言葉で語られてきたなかから政治教育思想を浮き彫りにしようとする研究も行われつつある²⁴⁾。

II 戦前における「政治教育」言説の形成と展開

A 普選前後における「政治教育」の登場

戦前において、「政治教育」と冠した書物が見られるようになるのは大正期(1910年代)以降のことである。このことは、1910年代に憲政擁護をうたった第1次護憲運動が展開されたこととも関係している²⁵⁾。当時、衆議院議員であった尾崎行雄は、1913年に『政治教育論』を著すが、そこでは、当時立憲政治の模範国とされていた英国においては、至るところに人々が集まって時事問題や政治について語れるような小さな俱樂部があって、日本でもこのような俱樂部が必要であるという「政治教育」構想が掲げられている²⁶⁾。尾崎のこのような構想は、当時において実現されることはなかったが、1920年代以降、普通選挙制度や陪審制度が確立していく中で、国民への「政治教育」の必要性を認識した多くの論者の思想へと受け継がれ、より具体的な「政治教育」構想が浮かび上がってくることとなる。

大正末期から昭和初期にかけては、『政治教育』と冠した書物が戦前においてもある程度みられた時期である。代表的なものとしては内務官僚出身の水野錬太郎を総裁として設立された「政治教育協会」が1925年から26年にかけて全12号に渡って発刊させた『政治教育講座』や、池岡直孝の『政治教育』(1926年)や、田澤義鋪の『政治教育講話』(1926年)、『政治教育小論』(1932年)などがあげられる。

『政治教育講座』は、毎号、政治、法制、財政、経済、社会、国際、修養など複数の講座からなり、著名な大学教授や官僚が主に執筆にあたっていた。その中で、貴族院議員や京都帝国大学学長を歴任し、大正自由主義教育の実践家としても知られる沢柳政太郎が、「政治と教育」という題目で、数回にわたり論じている。沢柳は、普通選挙制度は確立したものの、それは理論上においてであって、実際の国民の政治能力ははまだ十分に発達して

いないことを指摘している²⁷⁾。そして、沢柳は、直接「政治教育」を与えるというよりは、一般教育との関係も重視し、義務教育年限の6年から8年への延長や、補習教育、社会教育の施設の充実を提唱している²⁸⁾。

一方で、1926年に『政治教育』を著した、当時、明治大学講師の池岡直孝は、「政治教育」が必要な時代背景、「政治教育」の内実、具体的方法を提起している。まず、「政治教育」が必要となった背景として、専制政治の時代から立憲政治の時代になり、普通選挙法や陪審法の制定によって、立法の民衆化、司法の民衆化が図られるようになり、国民に対する「政治教育」が急務となったことをあげている²⁹⁾。そして立憲政治の根本精神として、自治の精神、公共の精神、協同の精神の三つをあげているが³⁰⁾、これはいいかえるなら、“国民の人格を尊重し、国民は政治的な自覚をもち、政治を自分のことと考へ、進んで自己の意志を政治に参加せしむる態度をもたねばならぬ”³¹⁾ということになる。「政治教育」を進めていく上では、単に政治知識を普及するだけでなく、立憲道徳も錬磨しなくてはならないとして³²⁾、方法としては、教授と訓練をあげ、学校を「政治教育」に最適な場所とした上で、新聞紙、雑誌、演説、青年団、成人教育など社会における「政治教育」にも意義を見出している³³⁾。

さらに蠟山政道は、「政治教育」について、当時普通に使用されていた立憲政治のもとでの狭義のものと、あらゆる政治形態（ナチスドイツなども含む）のもとでの広義のものがあるとした上で、狭義の「政治教育」の定義として、“国民に政治的知識を与へ、政治的訓練を施すことに依って、政治の腐敗・行詰り等を打開せんとするものである”³⁴⁾としている。

このように、立憲政治下において、普通選挙の実施や陪審制度の実施など、政治が大衆化していく状況の中で、その運用を積極的に図るために、「政治教育」の必要性が叫ばれていったのである。

B 「政治教育」と「公民教育」

しかし、大正末期から昭和初期にかけては「公民教育」と冠した書物も多数発表された時期であることを見逃してはならない。先に言及した池岡直孝も、同時期に『公民教育の基本問題』という本を著している。池岡は本著の中で、「政治教育」と「公民教育」との関係については、「政治教育」が時代の趨勢に伴い、生長して「公民教育」となったと捉えている。そして、「公民教育」が強く叫ばれるようになった背景として、政治的要因（普通、陪審法）、経済的要因（階級、労働問題、小作問題に伴う社会主義、共産主義勢力の台頭）、社会的要因（階級、婦人解放、水平運動）、思想的要因、外国公民教育の影響（各国

での公民教育熱)などをあげている³⁵⁾。先にみたように、池岡が「政治教育」を必要とする背景については、主に普通選挙や陪審制などの政治的要因が中心に据えられていたが、「公民教育」を必要とする背景については、政治的要因のみならず、経済的要因、社会的要因、思想的要因なども据えられていて、その意味では、「公民教育」の方が「政治教育」よりもより広い範囲の内容を取り扱う教育としてのイメージが強く浮かび上がってくる。それは以下にみる田澤義鋪や蠟山政道の認識からも見出せる。

戦前において青年団指導者として知られる田澤義鋪は、「公民教育」と「政治教育」の関係について、内容についてはほとんど同じであるが、前者は、公民として必要な知識と心得とか満遍なく説いていく幅広い意味を包含しているのに対して、後者は、その中でも特に、現在の政治を革新するのに役立つ部分に主力を注ごうとするものである点に違いがあるとしている³⁶⁾。彼にとっての「公民教育」は、「政治教育」に比べれば、もっと人間教育そのもので、それは彼が生涯、青年団活動への思いを馳せ、青年たちと共に寝泊りをし、語り合った生き様に見出すことができる³⁷⁾。一方で、「政治教育」に対する田澤のこのような認識は、彼が、普通選挙制度導入以前から、民衆の政治道徳の向上と民衆への政治知識の普及を強く認識しており、『新政』という雑誌を発刊させたり、民間の選挙粛正のための機関を設立した動きなどにも見出せるし³⁸⁾、何よりも彼が東京市助役を務めたり、選挙に立候補したりした経歴などからもうかがえる。

また、蠟山政道は、立憲政治下における「政治教育」と「公民教育」の概念の相違として、以下のように捉えている。“両者は理論的には厳格に区別さるべきものではない。公民教育は人の公的生活に関する智徳の教養といはれるものである。…政治教育が公民教育と区別されるのは、その智徳の性質が日常的实际的必要から判断されて程度の差異を有するからである。例へば、公民教育は政治教育とは異って、同じく政治を取扱っても、被治者又は公民としての日常生活に関する技術或は手段に関する教育、例へば願書の書式とか税金の納め方などを含んでいるからである。”³⁹⁾このような蠟山の捉え方からすれば、両者の概念について区別は難しいとするものの、「公民教育」の方が日常生活に即した、より基礎的な「政治教育」を志向しているものと解釈することができる。

「政治教育」と「公民教育」の相違をどう捉えるかという問題については、後述するように戦後も再び議論の俎上にのぼってくることとなる。

C 政策上における「政治教育」の形成

1925年に普通選挙法が制定され、有権者は一挙に拡大

され、1928年2月に衆議院議員総選挙が行われたが、選挙腐敗（投票買収、野党への弾圧など）はさらにひどいものとなった。投票買収と選挙干渉による選挙界の弊害に対する改革の声は政界でも、言論界でも大きく取りあげられるようになり、1930年1月に浜口雄幸内閣のもとで衆議院議員選挙改正審議会が設置された。審議会は官界・学界・貴衆両院の有力な名士を配した権威の高い立法準備機関であった。審議会の開会に当たって、浜口は、“一口に選挙改正と云いますが、其範囲は極めて広範であります。又其内容は極めて多岐多端でありまして、選挙権及び被選挙権の問題、選挙費用及び選挙運動の問題、比例代表制に関する問題等選挙制度上の案件を始めとして更に其の根本方策たる政治教育の普及に関する問題に亘りまして其の関係する所が甚だ深く且つ大なるものがあるかと考えるのであります。”⁴⁰と述べているが、ここで注目できることは、「政治教育」というタームを用いて、その普及の重要性を説いている点である。昭和期に入ると、大正期のように「政治教育」なる語はあまり使用されなくなり、むしろ「公民教育」が広く浸透していく状況の中で、「政治教育」なる語が政策審議の場で積極的に使用されている点は興味深い。このことは、昭和期になると、「政治教育」なる語は、選挙啓発との関連で主に使用されていくことを物語っているともいえる。以下でそのことをさらに裏付けていく。

審議会が、「政治教育」について、憲政尊重の政治文化の教育による普及を目指す上で、明治以来の憲法軽視の教育方針への批判、国民の参政権の範囲の狭さや民選議会の権威への尊重のなさへの批判が主に委員の中からあがった⁴¹。そして、審議会の答申の中で、「政治教育」に関しては、(1)政治教育、(2)学校教育、(3)社会教育と分けられ、さらに(3)はつぎの項目に分かれていた。①選挙改正を主眼とする団体の設立とそれへの国庫補助金の交付、②政治教育と密接の関係ある団体の助成、③成人教育機関の充実拡張、④政治教育指導者講習会の開設、である⁴²。

審議会の答申は、浜口内閣の交替もあり、実現はされなかったが、齋藤実拳国一致内閣の法制審議会にひきつがれて、ほぼその方向で衆議院議員選挙法の改正作業が進められることになった。そして1932年11月に内閣に答申を行っている。先の浜口内閣下の「政治教育に関する答申」については、官吏、教育家、政党幹部等よりなる選挙委員会を各府県毎に常設する形で、選挙の管理と民衆への「政治教育」を行う役割を担うとされた⁴³。そして、1934年には法の改正が行われ、選挙改正を目的とする団体の設立と助成の方針がきめられた。このような「政治教育」構想に対して、当時、東京帝国大学教授であった

美濃部達吉は、「政治教育」を施しても選挙腐敗の除去には役立たず、学校教育や社会教育で講習をしたり講演を通して「政治教育」を施しても、政府自身が議会の権威を高めなければ効果はないとしている⁴⁴。美濃部のこのような認識は、政党政治の終焉や、それまで通説であった天皇機関説への批判の高まりなど、民選をうたった大日本帝国憲法の本質がないがしろにされていくことへの危惧からきていたものと思われる。

そして、このような組織が形成された時点で、選挙改正運動が一大国民教化運動として展開していくこととなる⁴⁵。選挙改正運動が国家的活動として展開されるのは1935年頃だが、民間レベルでは、すでに大正期に、後藤新平や武藤山治、田澤義鋪などによって展開されていた⁴⁶。選挙改正運動がいよいよ政府の選挙改正委員会として制度化されたのを契機として、田澤義鋪の選挙改正同盟会を中心にし、常日頃から「政治教育」及び社会教化、社会教育に力を尽しつつある諸団体が合体して選挙改正中央連盟が1935年6月結成をみた。中央連盟は民間レベルの運動体を形成したのである。

大正期に尾崎行雄が提起した「政治教育」構想は、その後、後藤新平、田澤義鋪、武藤山治らによる選挙改正のための組織の結成へとつながり、民衆が自由に政治について討論・談義するという倶楽部の形態ではなかったが、1935年になり選挙改正運動が本格化する中で、政府による選挙啓発の組織へと結実していったといえる。

D 「政治教育」の変容

これまで検討してきたように、普選前後から「政治教育」は提唱されるようになり、それが1930年代になると選挙改正運動の中で、政策上においても積極的に強調されていく。しかし、選挙改正運動が強く叫ばれた時代に並行して、戦局の進展に伴い政府は、国民統合を強く求めるようになり、「政治教育」言説にも影響を及ぼしていく。それは1920年代の「公民」思想への批判の高まりや、それまで通説をなしていた天皇機関説への批判などの形で具体的にあらわれてくる。

「公民」思想への批判については、例えば、以下の記述にそのことが端的にあらわれている。“元來我が国に於ける公民といふ言葉は古くから使用せられたもので、宣命の中に「天下公民」とあるが此公民を「おほみたから」と読みしめて国民と同一視して居る。…我が憲法の下に於ける自治思想であり決して英米の自由主義・個人主義の下に於ける公民思想を以て我が公民教育を意味して居るものではない”⁴⁷このような西欧の個人主義的な「公民」ではなく、日本古来からの伝統である天皇の「おほみたから」である「公民」を重視する捉え方は、当事急

速に広がりを見せた。また、このことは以下にみる天皇機関説への批判とも通じている。

天皇機関説は、憲法学者の美濃部達吉が提起したもののだが、明治憲法のもっていた立憲的側面と神話的・宗教的な「国体論」的側面のうち、前者に依拠して、議会の権限を最大限に拡大しようとするものであり、1910年代に議会政治・政党政治が一応の定着をみていく中で、学・官両界において公認学説的地位を確立していた。この天皇機関説に対して、1935年頃から弾圧が加えられるようになり、明治憲法も「国体論」を前面に解釈していく志向が高まる。選挙粛正運動がその後、翼賛選挙等によって完全に立憲政治に基く議会政治を否定していくように、ファシズム運動につながる国民教化運動の側面を有していた⁴⁸⁾ことを考慮に入れるならば、選挙粛正運動の中で、「政治教育」構想化された時点で、「政治教育」はその特徴をすでに変質させてしまっていたのかもしれない。

このように、当初、立憲政治下において、政治的国民をいかに育成するかという視点からも重視されていた「政治教育」は⁴⁹⁾、1930年代半ばに至って、天皇機関説批判に代表される立憲政治への批判の高まりによって、その性質を変えていくこととなり、1930年代後半以降は、「政治教育」なる語も政策文書、言論界において、ほとんど見られなくなっていくこととなるのである⁵⁰⁾。

III 戦後における「政治教育」言説の検討

A 戦後教育改革と「政治教育」

戦前における「政治教育」言説の形成過程を検討した際に、「公民教育」との関係はどう捉えるかという点で議論になっていたということを述べたが、戦後においても、「政治教育」と「公民教育」はその概念の相違をめぐって議論が生じる。そのことを象徴的に表しているのが、戦後の教育基本法第8条成立過程における、教育刷新委員会内での議論である⁵¹⁾。委員会内では早くから「政治教育」に関する議論が開始され、「政治的識見」、「政治的教養」、「政治的知識」などが教育上必要となってくることが説かれている。しかし、議論は必ずしも一貫性のあるものではなかった。その証拠に、第8条の名称については、「公民教育」とするか「政治教育」とするかについて、賛否両論が出されている。「政治教育」という言葉だと、特定の政党や労働団体などが施す「政治教育」と混同される可能性もあるので、戦前から用いられている「公民教育」や「国民教育」という名称の方がいいのではないかという意見⁵²⁾が出る一方で、条項の名称を「公民教育」とすれば、学校の公民科だけを重視するようになってしまうから、「政治教育」の方がいいのではないかという意

見⁵³⁾も出ていた。さらに、条文の“良識ある公民たるに必要な政治的教養”の「公民」は、戦前の公民教育の「公民」と同じか違うのかという点でも議論になり、今日の「公民」は社会人を意味するという意見も出されている⁵⁴⁾。

このように、第8条成立の過程では、「公民」、「公民教育」、「政治教育」などの用語をめぐる議論がなされていたが、委員によって意見はまちまちで、それほど深い議論がされたともいえなかった。さらに言葉レベルの議論が展開されたのとは対照的に、「政治的教養」の内実についての議論はほとんどされずに、全体として「政治教育」条項の議論は不徹底であったと捉えられる。このような出発時における議論の不徹底が、その後の教育現場における「政治教育」の不徹底、「政治教育」の忌避の状況を生み出した一因ともなっているといえるかもしれない。

一方で、戦後の論者は、「政治教育」と「公民教育」との関係をどのように捉えているのだろうか。政治学、社会科教育学を専門とする阪上順夫は、1920年代、30年代の学校教育の「公民科」の中心的眼目としては、共産主義、社会主義などの思想の問題や、腐敗政治、政党政治などの問題への対応があり、その意味では「政治教育」が中心であったとしている⁵⁵⁾。そして今後は、幼児教育、大学教育、社会教育等との相互関係のもとで、「公民教育」としての体系化が図られるべきであるとし、「政治教育」も、「公民教育」の中にはっきりと位置づけられる必要があると指摘している⁵⁶⁾。このように阪上は、「公民教育」を「政治教育」より幅広く位置づけ、「政治教育」を「公民教育」の一部として捉えていることがわかる。このような把握の仕方は、戦前の論者たちと同様なものである。しかし、阪上は、戦前の「公民教育」が、1930年代半ば以降、軍国主義化の政治の流れにより大きく歪められたという歴史をもつにもかかわらず、今後も「公民教育」という用語を使用していくこととするとしている。その理由としては、欧米の“civic education”にあたる言葉として、「市民教育」という言葉もあるが、未熟なため、「公民教育」という言葉の方が適しているとしている⁵⁷⁾。このことは、学校教育のカリキュラムが「公民的分野」とされていることとも関係があるのであろうが、政治教育学会というものは存在せずに、主に公民教育学会が、学校教育の社会科を中心とする「政治教育」についての研究を行っていることにも反映されているのかもしれない。

また、最近、戦前の学校教育における「公民科」の成立と展開をまとめた松野修は、「公民教育」の考え方には二つの潮流があり、一方は「天皇制家族国家観に立脚するもの」で、学校の教科目であれば「修身科」にあたる

とし、他方は〈自然権論を基調とするもの〉で、学校教育の教科目では、「法制及経済」、「公民科」にあたるとした。さらに後者の〈自然権論〉の中には、《社会秩序の正当性を何らかの超越的権威から導出する社会実在論》と《社会秩序は各人の自由な行動を基礎として形成されるとみる自由主義》の流れがあったが、《自由主義》なるものが主流になることはなく、〈天皇制家族国家観〉と《社会実在論》が、対立関係にあるのではなく相互に補完しあって「公民教育」の全体構造を形成していたと捉えている⁵⁸⁾。松野は、戦前において「政治教育」論として語られてきた言説も公民教育体系の中に位置づけていることが特徴である。この点について、森部英生は、民衆運動の高揚に伴って展開された護憲的立場からの「公民教育」論、「政治教育」論については、「公民教育」のカテゴリーに内包するのではなく、「公民教育」に対抗する「政治教育論」として、両者を区別すべきだと捉えている⁵⁹⁾。

戦後において、「政治教育」について体系的に論じているものは少なく、現在においては、社会科という教科目の範囲外ではほとんど使用されていない言葉でもある。1970年代に阪口順夫が、日本においては「公民教育」が適していると指摘しているように、日本においては、社会認識、政治認識を育成する教育は、「国民教育」と表現されたり、最近では、「市民教育」、「市民性教育」、「シティズンシップ教育」と表現されるように、一貫したものとなっていないといえる。

B 「政治教育」定義をめぐる教育学と政治学の位置

「政治教育」をどのように把握していくかという問題を、より複雑にさせているのが、「政治教育」をめぐる教育学と政治学との関係である。政治学事典においては、「政治教育」について次のように定義されている。“社会は成員にその社会の支配的な価値やルールの獲得を求め、それを内面化しようとする。…政治システムにとっては正統性意識の培養はきわめて重要である。政治的支配層が教育制度を統制し、公教育をおこなうのはそのためである。また、参加型デモラクシーは、広範な大衆の政治参加によって正統性が獲得されるシステムであり、この政治システムをもつ社会では、政治的エリートの養成を目的とする教育のみならず、成員全体に対し政治的知識、価値、技能を教育する制度が必要となる。”⁶⁰⁾これまで言及してきた教育学論者による「政治教育」定義に比べると、政治システムの安定・維持を主目的とする正統性意識の培養のための教育という観点が強い。このことは、政治学という学問が、社会的装置の出来具合を論じる制度論に大きな関心を持ってきたことによるところ

が大きいといえる⁶¹⁾。つまり、教育学の観点だと、国民・市民の政治意識の高揚によって立憲政治、民主主義は発展するという視点が強いものに対して、政治学の観点だと、まず第1義に政治システム、国家の安定が据えられているという相違である。

なお、このような、「政治教育」をめぐる教育学と政治学との関係は、すでに戦前においてもみられる。川本宇之介は、『教育大辞書』（増補版、同文館、1916年）の中で、「政治教育」について論じる際、当時、日本においても積極的に取り入れられていたリユールマンの「政治教育」論について、知識重視の主知主義的な点を批判し、責任感情、協同一致、公明正大、投票の意義を知り尊重するというような観念及び徳性を養成することの方が重要であるとしている。その際に論拠としているのが、1920年代になって、日本においても積極的に導入されていくドイツのケルシェンシュタイナーの「公民教育」論である。そして、後述する尾崎行雄をはじめとする政治家などの「政治教育」論については、上述のような教育上の観念、徳性が欠如しているとして批判している⁶²⁾。川本のこのような認識は、先述のように、戦後教育改革期における教育基本法第8条作成の段階において、「政治教育」ではなくて、「公民教育」を提唱していたところにも、反映されているとも考えられる。今後、川本思想形成過程を掘り下げて、検討を要する課題といえるだろう。

おわりに

本論文においては、戦前から戦後教育改革期を中心に、「政治教育」言説の形成過程を検討してきた。戦前については、普選が叫ばれ始めた1910年代から選挙粛正運動が展開される1930年代半ばまでを対象にし、『政治教育』と冠した著書・論文の検討と「政治教育」を標榜した政策文書等の検討を行い、主に次の三点を指摘した。第一に、「政治教育」と「公民教育」が同義的に捉えられているが、相違点としては、後者の方が前者よりもより広い範囲の内容を取り扱う教育としての様相が強いという点である。第二に、1930年代になると「政治教育」という言葉は、選挙啓発との関連で主に使用されていくという点である。そして、第三に、1930年代半ばの「公民」観念の再構築や天皇機関説批判によって、「政治教育」そのものが変容していく過程である。

また、戦後については、戦後教育改革期の教育基本法成立時において、戦前から議論となっていた「政治教育」と「公民教育」の相違が再び議論の俎上にのぼり、「政治教育」そのものの内実についての議論は深められなかったことを指摘した。さらに、「政治教育」定義をめぐる、教育学と政治学の視点の相違、つまり、教育学において

は、国民・市民の政治意識の高揚に重点が置かれているのに対して、政治学においては、政治システム、国家の安定が第一義に据えられているという相違を指摘した。

今後の課題としては、戦前における「政治教育」言説の特質をさらに鮮明にしていくために、雑誌レベルの詳細な分析も求められよう。また、戦後の国民教育論争との関連なども検討していくことが求められるだろう。

※本文引用にあたって、旧字体は新字体に改めている。

注

- 1) 本論文においては、主に政治教育の定義、言説について検討していくことに主眼をおくため、論文全体を通して、「政治教育」と括弧をつけて表現していくこととする。また関連する用語として、「市民教育」、「公民教育」についても表記のように括弧をつけて表現していくこととする。
- 2) 文部省教育法令研究会著『教育基本法の解説』、国立書院、1947、p.15
- 3) その背景として、筆者は別稿で、人権教育、福祉教育、環境教育、平和教育、多文化教育、国際理解教育などそれぞれの領域が確立し始め、それぞれの領域において政治教育の理念が深められているのではないかということを指摘している。上原直人「戦後教育改革と政治教育の歴史的展開」〈『生涯学習・社会教育学研究』、第28号、東京大学大学院社会教育学研究室刊、2003〉p.7
- 4) 「市民教育」については、欧米の“citizenship education”をそのまま「シティズンシップ教育」と表現したり、「市民性教育」と表現する論者もいて、日本においては用語の統一は図れておらず、今後の課題となってくるだろう。なお、「市民教育」が叫ばれる背景として、小玉重夫は次の二つの特徴をあげている。第1が、グローバル化の進展、価値やアイデンティティの多様化による多文化主義の台頭などによって、単一のアイデンティティに基づく国民国家への帰属としてとらえる枠組みが揺らぎつつある状況への対応である。第2が、そうした国民国家への帰属意識のゆらぎに対応するために、国家、地域社会、人種、民族であれ、何らかのアイデンティティを共有する共同体への責任、忠誠や奉仕活動を要求する共同体主義的な動きを強めていっている点である。小玉重夫『シティズンシップの教育思想』白澤社、2003、pp.166-167
- 5) 最近の教育関連雑誌における「市民教育」についての特集としては、『高校生活指導』2003年夏号、青木書店；『高校生活指導』2003年秋号、青木書店；『教育』2003年12月号、教育科学研究会などがあげられる。
- 6) 小玉、前掲、p.174
- 7) プラトンやアリストテレスの「政治教育」の概念の特徴については、「市民性」の概念を古代ギリシア時代から近現代の思想家に着目しながら歴史的に分析した米国のF・バッツの論を取り上げている渡辺雅弘の論文を参照。渡辺雅弘「F・バッツの公民教育論に関する研究（1）—市民性の概念を中心として—」〈『広島大学教育学部紀要』第1号（教育学）、第41号、1992〉
- 8) 相原義信は「政治教育」研究を、教育実践と深く関連する価値的な「公民教育」研究と、事実としての「政治教育」を対象とする実証的な政治的社会化研究の大きく二つに分けられるとしている。相原義信「『公民』教育と政治的社会化—イーストンの理論枠組みを中心として—」〈『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊、創刊号、1993〉p.73
- 9) 有倉遼吉・天城勲『教育関係法II』日本評論社、1958
- 10) 永井憲一編『教育基本法文献選集7 政治教育・宗教教育』学陽書房、1978
- 11) 永田照夫著『教育基本法第8条（政治教育）小史—教育法社会学的考察序説—』西村信天堂、1985
- 12) 阪上順夫編著『社会科における政治教育』明治図書、1973
- 13) 蠟山政道ほか『政治教育の理論と実践』新日本教育協会、1955；蠟山政道『政治と教育』中央公論社、1962
- 14) 山田格「政治教育に関する政治学的研究—B・クリックの政治教育論を中心に—」〈『法と政治』、関西学院大学、第31巻第3・4号、1980〉
- 15) 蓮見二郎「有権者教育とその必要性」〈『法学政治学論究』慶應義塾大学、第45号、2000年夏号〉；蓮見二郎「日本の政治学における政治教育研究の必要性」〈『法学政治学論究』慶應義塾大学、第47号、2000年冬号〉
- 16) 堀尾輝久「『公民』および公民教育について」〈『教育学誌』、第1号、牧書店、1957〉
- 17) 松野修『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会、1997
- 18) 齊藤利彦「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の発端—」〈『日本の教育史学』、第26集、1983〉
- 19) 例えば、R.Dawson & K.Prewitt. *Political Socialization*. Boston, Little Brown, 1969. 菊地章夫訳『政

- 治教育の科学』, 読売新聞社, 1971
- 20) 例えば, 三浦軍三「政治的社会化研究と公民教育」
 <『東京教育大教育学研究集録』第12巻, 1973>; 阪上順夫「公民意識の発達と公民教育の問題点—政治的社会化の研究」<『東京学芸大学紀要 (第3部門)』第30集, 1979> など。
- 21) 関口泰『公民教育の話』(再刊), 文寿堂, 1946, 序 p.1。なお, 筆者は別稿で, 関口泰の公民教育論が戦前から戦後にかけてどのように変遷していったのかについて論じている。上原直人「関口泰の公民教育論と社会教育観の形成—昭和初期から戦後教育改革期にかけて—」<『東京大学大学院教育学研究科紀要』第40巻, 2001>
- 22) 関口だけでなく, 戦後直後に文相を務めた前田多門も1930年代の自身の「公民教育」に関する著作を再刊させ, 関口と同様な時代認識にたっている。前田多門『公民の書』(再刊), 社会教育協会, 1946
- 23) 蠟山政道「政治教育」<城戸幡太郎編『教育学辞典』第三巻, 岩波書店, 1938> p.1383
- 24) 例えば, 小川崇「市川房江の政治教育思想」<『日本社会教育学会紀要』第37号, 2001>; 大村章仁「田澤義鋪の政治思想—政治教育における『立憲的精神』の創出—」<『史境』歴史人類学会, 40号, 2000>; 豊田伸彦「田澤義鋪の政治教育論—戦前政治教育研究序説—」<中央大学社会教育・生涯学習研究会『社会教育史の再検討』, 2001> など。
- 25) 近代日本における「政治教育」の原点を, 伊ヶ崎暁生は, 自由民権運動期における民権派と絶対主義的天皇制を確立した国権派との対立抗争の時点に求めている。伊ヶ崎によれば, 民権派や各地の豪農, 文化人が全国各地に学習結社を結成し, 政治制度・憲法についての学習, 憲法の作成などを展開する一方で, 国権派は, 学校教育からの政治教育的科目の排除や教員への統制などを強めていったとされる。伊ヶ崎暁生「研究講座/政治教育の課題・第2回政治教育の歴史覚書」<『現代教育科学』明治図書, 1970年8月号> pp.120-123。なお, 自由民権期の民衆の学習を政治教育の観点から論じたものとして, 色川大吉「明治前期の民権結社と学習運動」<『東京経済大学人文自然科学論集』第21号, 1969>, 千葉昌弘「坂本直寛(南海男)における自由民権思想の形成—立志学舎における政治教育—」<『高知大学教育学部研究報告』第1部第43号, 1991> などがあげられる。
- 26) 尾崎行雄『政治教育論』東華堂, 1913, pp.23-25
- 27) 沢柳政太郎「政治と教育」<『政治教育講座』第1号, 政治教育協会, 1925年10月> p.3
- 28) 同上, 「政治と教育」<『政治教育講座』第3号, 1925年12月> pp.9-14
- 29) 池岡直孝『政治教育』東京實文館, 1926, pp.2-4。同様な時代認識は, 田澤義鋪の以下の記述の中にも見出せる。“昔の時代に行われた政治教育と, 今日における政治教育と異なるところは, その対象とする人々の範囲の広狭である。… (それまでの時代においては※筆者加注)一般国民は, 政治上に意見を述べる自由を与えられていなかった。したがって政治教育の対象の範囲外であった。しかるに時勢は, 急速に進展して, 立憲政治が政治の常態となった。立憲政治は, 国民政治であり, 世論政治である。国民の意見を基盤として政治が行われるのである。”田澤義鋪『政治教育講話』新政社, 1926, p.6
- 30) 池岡, 同上, pp.93-94
- 31) 同上, pp.14-15
- 32) 同上, pp.2-4
- 33) 同上, pp.105-107
- 34) 蠟山政道, 前掲, 「政治教育」, p.1383
- 35) 池岡直孝『公民教育の根本問題』文政社, 1925, pp.4-25
- 36) 田澤義鋪, 前掲, 『政治教育講話』, pp.38-49
- 37) 『田澤義鋪』財団法人田澤義鋪記念会, 1954
- 38) 柚正夫『日本選挙啓発史』財団法人明るく正しい選挙推進全国協議会, 1972
- 39) 蠟山政道, 前掲, 「政治教育」, p.1383
- 40) 柚正夫『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで—』九州大学出版会, 1986, p.117
- 41) 同上, p.120
- 42) 柚正夫, 前掲, 『日本選挙啓発史』, p.152
- 43) 柚正夫, 前掲, 『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで—』, p.158
- 44) 柚正夫, 前掲, 『日本選挙啓発史』, pp.142-149
- 45) 選挙粛正運動は選挙過程の規制のために政府によって推進された国民運動であった。それは1935年(昭和10)岡田内閣の下で, 勅令第110号選挙粛正委員会令に制度として結実し, 同年の地方選挙, 翌36年(昭和11)2月総選挙において実行に移され, 1942年, 東条内閣の翼賛選挙貫徹運動に発展的に解消していったとされる。柚正夫, 前掲, 『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで—』, p.179
- 46) 後藤新平の政治の倫理化運動については, 柚正夫, 前掲, 『日本選挙啓発史』, pp.61-86を参照。田澤義鋪の政治教育運動については, 同, pp.121-128を参照。
- 47) 龍山義亮「現下公民教育上の諸問題」<『公民教育』公民教育協会, 1939年3月号> p.19

- 48) 須崎慎一「選挙粛正運動の展開とその役割」<『歴史評論』歴史科学協議会編集, No.310, 1976年2月>
p.43
- 49) 一方で1920年代の政治の大衆化状況は、国民統合、国民の左傾化の防止の観点から促進されたという評価も一般的になされている点はふまえておく必要がある。日本現代史研究会編『1920年代の日本の政治』, 大月書店, 1984などを参照。
- 50) この点について、「政治教育」は、道徳的側面を有する「公民教育」へと吸収されていったという解釈も考えられる。今後、実証的に明らかにしていくべき課題といえる。なお、戦前の「公民教育」に対する一般的な解釈は、1930年代半ばには「公民」から天皇の臣民である「皇民」へと転換したとされる。大森照夫著・市川博協力『社会科基本用語辞典』, 明治図書, 1973
- 51) 詳細は、前掲, 上原直人「戦後教育改革と政治教育の歴史的展開」を参照。
- 52) 日本近代教育史料研究会『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(第1巻)<岩波書店, 1995> pp.270-271。教育刷新委員会第12回総会(1946年11月22日)での川本宇之介の発言。
- 53) 同上, p.288。教育刷新委員会第13回総会(1946年11月29日)での羽浜了諦の発言。
- 54) 同上, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(第3巻), 1996, p.356
- 55) 阪上順夫編, 前掲, 『社会科における政治教育』, p.23
- 56) 同上, p.27
- 57) 同上, p.24
- 58) 松野修, 前掲, 『近代日本の公民教育』, p.328
- 59) 森部英生「大正デモクラシーと公民教育の形成」<『東京大学教育学部紀要』第17巻, 1977> p.121
- 60) 『〔新訂版〕現代政治学事典』ブレーン出版, 1998, pp.533-534
- 61) 特に日本の政治学はその傾向が強かったと蓮見二郎は指摘している。蓮見二郎, 前掲, 「有権者教育とその必要性」, p.285
- 62) 『教育大辞書』増補版, 同文館, 1916年, pp.1154-1155